

2019年5月 パワハラ防止法成立!

一般用 (建設業以外)

雇用リスクの保険 「第三者ハラスメント」を補償対象に加えました!

●マネジメントリスクプロテクション保険普通保険約款 従業員管理責任特約
●総合事業者保険普通保険約款 雇用慣行賠償責任補償特約 ●業務災害総合保険普通保険約款 雇用慣行賠償責任補償特約

パワハラ防止法 (女性活躍推進法等) の附帯決議により、社内のハラスメントだけでなく、**取引先や就職活動中の学生など、第三者に関するハラスメント**も雇用管理上の配慮が求められるようになりました。

もう我慢の限界…
責任を取るのは社長、あなたです!!



就職希望者へのセクハラ

従業員
加害者型

衣料品小売会社の人事担当であるAは、就職希望の女性に対して内定をチラつかせた上で執拗な**セクシャルハラスメント**を行っていた。

我慢の限界を感じた女性は、家族と相談したうえで会社を訴えた。



取引先へのパワハラ

従業員
加害者型

産業用機械メーカーの従業員Bは、出入りする仕入業者の営業担当者に対して、会食の席で飲酒を強要し恫喝するなど、たびたび**パワーハラスメント**を行っていた。

身の危険を感じた営業担当者は、退社を覚悟のうえでBとメーカーを相手取り訴えを起こした。



営業先でのセクハラ

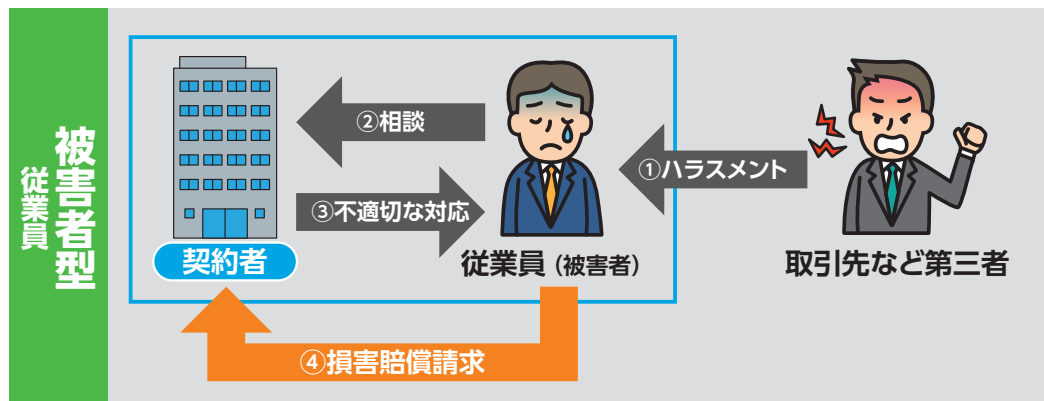
従業員
被害者型

女性が働きやすい職場環境であることをPRしている不動産管理会社に入社した女性社員Cは、度重なる**営業先でのセクシャルハラスメント被害**を上司に相談するも適切な対応がとられることはなかった。会社の対応にショックを受けて出社できなくなったCは、会社に対して訴えを起こした。

「従業員加害者型」「従業員被害者型」の具体的な構図につきましては裏面をご参照ください。

パワーバランスの違いによる

第三者ハラスメント 2つのパターン(イメージ図)



ご安心ください!

AIG 損保のマネジメントリスクプロテクション保険従業員管理責任特約、総合事業者保険雇用慣行賠償責任補償特約および業務災害総合保険雇用慣行賠償責任補償特約では、**第三者ハラスメントのいずれのパターンも補償対象**です。



Q. 第三者ハラスメントとは?

A. 自社の従業員が社外の取引先など第三者から受けるハラスメント(従業員被害者型)と、自社の従業員が取引先の従業員や就職希望者など第三者に対して行うハラスメント(従業員加害者型)の2つのパターンがあります。

- この補償はマネジメントリスクプロテクション保険従業員管理責任特約および総合事業者保険雇用慣行賠償責任補償特約では2020年1月1日以降、業務災害総合保険の雇用慣行賠償責任補償特約では2020年6月1日以降保険始期契約に適用されます。
- このチラシは補償拡大に関する概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>